

第2回 オンライン情報法セミナー

「発信者情報開示制度改革の課題」 開催報告

一般財団法人情報法制研究所 事務局

開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2020年9月15日(火)に第2回オンライン情報法セミナーを開催した。

近年、インターネット上の誹謗中傷の問題が深刻化している。誹謗中傷等の権利侵害情報の発信者を特定するための発信者情報開示制度(以下「開示制度」という。)については、総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会(以下「研究会」という。)」が2020年8月に中間とりまとめを公表し、新たな裁判手続きの導入など、改革の方向性を打ち出している。詳細は今後議論されていく段階にあるが、本セミナーは開示制度について多角的な視点から検討を行うものである。

ここでは、本セミナーの当日の様子を簡略に紹介することとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

はじめに、壇 俊光氏(北尻総合法律事務所 弁護士)が、実務の流れに沿って、開示制度の法制度上の問題点を以下のとおり説明した。

発信者情報開示請求訴訟の提起段階では、相手方の住所や所在地を特定するのが第一の課題となる。そのうえ、民事訴訟法上被告の所在地を管轄する裁判所に提訴する必要がある、コンテンツプロバイダやISPのほとんどが東京に所在することから、地方在住者にとってのハードルはさらに上がる。

また、海外法人に対する訴訟については、法解釈上提起可能(当該法人が日本において事業を行っている場合)かつ法の適用に関する通則法に基づきプロバイダ責任制限法が適用されるが、当該解釈には一部疑義があり、本来的には立法的解決が望まれると指摘した。

その他手続上の問題として、資格証明の原本を

提出する必要性を挙げた。とりわけ海外法人に対して請求する場合、原本の取得にかかる費用的・時間的コストが大きい現状を指摘した。また、海外に書面を送付するにあたっては、送達条約により領事館送達为主となり、半年から1年程度かかっている点に懸念を表した。

相手方が開示に応じない場合、国内法人に対しては間接強制が可能だが、海外法人に対しては領事館送達などの制約により時間を要し、実効性確保の点で問題があると指摘した。

開示される情報については省令で特定されているものの、同一IPを割り当て使用している場合など、コンテンツプロバイダの開示情報からISPや契約者を特定することが不可能なケースの存在を指摘した。同様に、偽名や偽住所で契約している場合など、ISPの開示情報から実際の発信者の特定が困難なケースについて説明した。

まとめとして、開示制度はすべての要件において問題点があるとし、どう使い勝手のよい手続きにしていくかが課題であると壇氏は述べ、講演を結んだ。

続いて、野口 尚志氏(日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)理事)が講演した。

まず、JAIPAが提出した、中間とりまとめに対するパブリックコメントを以下のとおり紹介した。権利侵害の明白性を必要とする開示要件は維持すべきであり、研究会で新たな裁判手続きとして議論されている非訟手続について反対の立場をとらないとしながら、表現行為の委縮を招かないよう、濫用防止を図るべきであるとした。また、ログはあくまで自社サービスの安定運用を目的に保存しており、犯罪捜査や開示のためではないことから、本来の目的を歪めるような一律の保存期間延長には賛成できないといった内容を説明した。

続いて、野口氏はISPの実情に言及した。発信者

開示請求をうけ発信者に対し意見照会を行ったが開示に不同意だった場合、ISP 独自の判断で開示することは難しく、必要な手続きとして訴訟に委ねているとした。訴訟対応は、弁護士費用などの経済面でも、意見照会書の作成などの実務面でも負担が大きいと述べた。

今後の方向性について、新たな裁判手続きの導入により、簡易迅速な手続きで裁判所が判断できるようになれば、当事者の負担は軽減され被害者の泣き寝入りは減るだろうとしつつ、濫用の可能性には改めて懸念を表した。また、IP アドレスに基づく ISP 特定の困難さを指摘し、発信者情報を被害者に対して秘密にしたままコンテンツプロバイダに発信者情報を提出させ、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定するという中間とりまとめ案で示されたプロセスについては一部懐疑的な見方を示した。ワンストップ化の観点では、ISP とコンテンツプロバイダ間の情報連携がネックになる可能性があり、実務的な詰めが必要ではないかと指摘し、引き続き ISP 側も検討に協力していきたいと述べた。

続いて、町村 泰貴氏（成城大学法学部教授）は、中間とりまとめで示された新たな裁判手続きについて検討を行った。

前提として、現行開示制度の問題点を指摘した。1 つに、紛争当事者ではないプロバイダが当事者となることから、プロバイダの負担が過重となり、また、主体的な判断ができない点。2 つに、被害者の主張証明負担が重く、侵害の明白性として違法性阻却事由がないことまで立証しなければならない点。このほか、発信者に対する手続保障が不十分であること、訴訟手続が複数回に渡ることなどが挙げられた。

上記の問題点を踏まえて、新たな裁判手続きの内容を説明した。訴訟により請求する従来の方法から非訟事件手続きとし、1 回の訴訟で発信者の特定を可能とし、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの双方を関与させるものである。発信者にも手続関与の機会が与えられるとともに、送達簡略化も図られる。主な課題としては既判力が生じない点などを挙げた。

町村氏は、非訟事件化することで手続を一体的に処理できる点、ログ保全を手続内で実現できる点、発信者が利害関係人として手続に関与できる点などを評価しつつ、疎明を認めないなど当事者の負担過重が解消されていないとして、現行体制へのこだわりも見受けられると指摘した。

そのうえで、侵害の有無についてはあくまで申立人と発信者が当事者となり、プロバイダは関与

しないこととする町村氏の私案が説明された。このほか、発信者情報の開示について ADR 機関による裁定に委ねることをあらかじめ契約で定めるという方策を取り上げ、検討する価値があるのではないかと述べた。

ネット上の差別的書き込みの問題が顕著になっているヘイトスピーチについて、師岡 康子氏（弁護士）は、現状とあるべき対策の方向性について講演した。

ヘイトスピーチとは、民族や国籍、性的嗜好に基づく言動による差別であると説明し、同じ人間として認めない言論を日常的に浴びせられる、または、いつ浴びせられるか分からない状態に置かれることで、心身の悪化や自死の促進を招くとした。また、差別が浸透することで平等に関する言論が委縮し、実際に暴力を引き起こしていると述べた。

世界的に見ると自由権規約や人種差別撤廃条約などがあり、日本も加盟しているものの、国内における措置は十分でないとして述べた。2016 年にはヘイトスピーチ解消法が成立したが実効性はなく、同法の付帯決議に謳われたヘイトスピーチ解消に向けた施策はほとんど実施されていないと指摘した。

ネット上のヘイトスピーチに注目すると、デモなどに比べ日常的で拡散力が大きく、ヘイトクライムに直結することが問題であり、被害者の知る権利や表現の自由の侵害にもなり得ると指摘した。また、ネット上の人権侵害に共通する「匿名で発信され、削除や開示が困難である」「被害が大きいのにハードルが高い」という特徴を挙げた。

こうしたヘイトスピーチに関する諸問題に対応するため、「ネットと人権法研究会」は 2019 年 12 月に「インターネット上の人権侵害情報対策法モデル案」を発表していると紹介した。規制表現の定義の明確化（現行法では権利侵害表現に該当しないとされている不特定多数への表現を規制対象に含む）や、禁止規定への該当有無を迅速に判断する独立した第三者機関の設置を内容とするものであり、ネット上の人権侵害救済のための包括的法整備が必要だと述べ、発表を結んだ。

最後に、畠山 寛希氏（ヤフー株式会社 政策企画部マネージャー 弁護士／一般社団法人 セーフアーインターネット協会 事務局 (SIA) 主幹）は、SIA が運営する民間相談機関の現状と今後の充実に向けて講演した。

SIA は、「インターネットホットラインセンター」と「セーフライン」という 2 つのホットラインに

加え、2020年6月29日から新たに「誹謗中傷ホットライン」を開始している。ネット上で誹謗中傷に晒された被害者向けに、投稿の削除に対する支援を行うのが基本的な取り組みである。

8月末までに約500件（相談者数：約280名）の相談があり、うち約100件は誹謗中傷に該当すると判断している。当該約100件のうち90件について削除要請を行い、約4割が実際に削除に至ったと述べた。

SIAは、被害者からの相談に応じて削除依頼を行うとともに、対応に苦慮しているプロバイダからの相談にも応じることとしており、双方の側面から適正で迅速な削除や任意開示の促進に寄与していくことを目的として「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を設置し、相談窓口の設置、運用基準などについて議論していると紹介した。

今後の方向性については、より迅速かつ確実な被害救済のために、現行開示制度の見直しを図っていくことが必要であるとした。また、権利侵害が明らかで対応が容易なケースについては、任意開示を促進することで時間面・費用面のいずれでもコストがかからない仕組みにつながるとし、新たな裁判手続きの成否に関わらず任意開示の促進が必要ではないかと述べ、引き続き議論していきたいとして講演をまとめた。

五氏による講演を踏まえ、町村氏の司会のもと、パネルディスカッションが行われた。

師岡氏が言及した独立した第三者機関の設置に関して、業界標準による共同規制などの手法をどう考えるかという質問があった。師岡氏は、いずれの手法を取るにしても何が規制の対象となるかの基準が必要であり、基準の明確化が重要だと述べた。そのうえで、ヘイトスピーチ対応には海外事業者の協力が必須となることから、自主的な取り組みではなく法を背景にした公的な機関に拠るほうがよいのではと主張した。

研究会の構成員である清水陽平氏からは、権利侵害の明白性にかかる要件の必要性について質問があり、野口氏は、匿名での表現を行う利益の観点から要件を緩めるべきではないと述べた。一方、壇氏は、明白性の要件が裁判内・外いずれでも実際には使われていないことを指摘し、当該要件は不要であり疎明で十分であると主張した。

非訟手続の導入に関して発信者情報開示請求権自体をなくすことも総務省で検討されているが、それについては野口氏・壇氏いずれも反対した。

非訟手続化された場合の主なメリットに話題が



及ぶと、町村氏は発信者が匿名のまま参加できるようになり、都度意見を述べられる点などを挙げ、壇氏は送達運用が改善されることで迅速化されるだろうと述べた。野口氏は、保全段階でもIPアドレスを被害者に開示することができるようになり迅速化につながると述べつつ、主な問題は送達であり、手続面の改善だけでも大きな変化があるのではないかと語った。

開示制度の利害関係者の多さが問題を複雑化させているのではないかという質問に対しては、裁判所と第三者機関の棲み分けと十分な案内、横連携の重要性を指摘した。このほか、SIAとしては明白性要件と発信者情報開示請求権が残るという前提で任意開示の促進にかかる議論をしているが、別の制度を前提とするならば、それに合わせて柔軟に検討していく必要があると語った。

司会の町村氏は、深刻な権利侵害をインターネットから排除すると同時に、表現の自由をしっかりと守らなければいけないとし、新しい裁判手続きにかかる今後の検討に期待を寄せてパネルを締めくくった。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本セミナーの開催レポートとしたい。

第2回 オンライン情報法セミナー 「発信者情報開示制度改革の課題」

日時：2020年9月15日（火）13:00～17:00

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）、次世代基盤政策研究所（NFI）

プログラム

司会：福島直央（情報法制研究所 事務局次長）

13:00～13:05	開会挨拶 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学教授・理化学研究所 AIP
13:05～13:35	報告1「開示請求手続きに沿った現行発信者情報開示制度の法制度上の問題点の指摘」 壇 俊光 北尻総合法律事務所 弁護士
13:35～14:05	報告2「ISP事業者から見た発信者情報開示制度 実務と今後の課題」 野口 尚志 日本インターネットプロバイダー協会 理事
14:05～14:15	休憩
14:15～14:45	報告3「発信者情報開示を実現する『新たな裁判手続』」 町村 泰貴 成城大学法学部教授
14:45～15:15	報告4「インターネット上のヘイトスピーチ被害と求められる対策」 師岡 康子 弁護士
15:15～15:45	報告5「民間相談機関の現状の運用と今後の充実に向けて」 畠山 寛希 ヤフー株式会社 政策企画部 マネージャー 弁護士・一般社団法人 セーファーインターネット協会 事務局主幹
15:45～15:55	休憩
15:55～16:55	パネルディスカッション・質疑応答 司会：町村 泰貴 パネリスト：壇 俊光 野口 尚志 畠山 寛希 師岡 康子
16:55～17:00	閉会宣言 町村 泰貴